- 日本鳥学会会長候補者受付ならびに会長選挙(オンライン)のお知らせ -

日本鳥学会選挙管理委員会 守屋 年史,望月 みずき,山本 裕

本会会長の任期が、2023 年 12 月 31 日で満了となりますので、日本鳥学会会則第 8 条、第 9 条、及び同細則第 2 条に基づき、次期会長(任期: 2024 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日)の選挙を 2023 年 7 月 1 日~7 月 31 日に行う予定です。つきましては、会長候補者の受付を行いますので、積極的に立候補または推薦を行ってください。なお、候補者および推薦者の資格は 2023 年 3 月 31 日時点で 2023 年度分会費納入済みの会員です。

記

【会長候補者受付について】

- 1) 立候補・推薦受付期間 2023年5月8日~6月6日
- 2) 会長選挙関係についての細則

日本鳥学会会則 細則第2条 役員の選出

- 3. 会長の選挙は次のように行う.
 - 1) 会長選挙は無記名投票によって行う.
 - 2) 選挙年度の会員資格(会費納入状況)を確認して被選挙人名簿を作成する.
 - 3) 会員の中から会長候補を受け付ける. 会長候補は、会員2 名以上により推薦を受けた者、もしくは会員個人の立候補者のいずれかとする. ただし、現会長は推薦者にはなれない.
 - 4) 選挙管理委員は、会員2 名以上による会長候補の推薦があった場合には、該当する候補者の立候補の意志を確認する.
 - 5) 選挙管理委員は、推薦を受けた会長候補の場合は推薦文と推薦者名、立候補した会長候補の場合は所信表明文、そして被選挙人名簿を選挙人に公示する.
 - 6) 選挙人は、会長候補および被選挙人名簿の中から会長にふさわしいと思う者を選び、<u>電子媒体を用いて投票</u>するか、郵送の場合はその氏名を投票用紙に記入する.
 - 7) 開票作業は、会長が会員の中から委嘱した1 名以上の立会人の監視のもとに行う.
 - 8) 最多得票者が会長として選出される. 最多得票者が複数名の場合には, 若齢の者を当選とする.
 - 9) 被選挙人名簿から会長候補以外の者が当選した場合には、会長としての責務を果たし、会長を引き受けることの確認を行う。辞退の場合には、次点者以下より順次繰り上げ当選とする。

なお、会則及び細則については、日本鳥学会誌本号または学会のホームページ

(http://ornithology.jp/membership.html) をご参照ください.

3) 立候補者

添付または学会ホームページからダウンロードした「日本鳥学会会長候補受付用紙」の「候補者」の欄に氏名と住所,「立候補にあたっての所信表明,または推薦理由」の欄に800 字以内で所信表明をご記入のうえ,PDFファイルにして日本鳥学会選挙管理委員会へ,メールに添付してご送付ください.なお,所信表明については別紙(A4サイズ)にお書きいただきいただいてもかまいません.記入した受付用紙(原本)は,当選者が発表されるまで立候補者がお持ち願います.

4) 推薦候補

添付または学会ホームページからダウンロードした「日本鳥学会会長候補受付用紙」の「候補者」の欄に推薦候補者の氏名と住所、「推薦者」の欄に推薦者の氏名(※直筆署名または右欄に捺印が必要)と住所(※2名以上必要)、「立候補にあたっての所信表明、または推薦理由」の欄に800字以内で推薦理由をご記入のうえ、PDFファイルにして日本鳥学会選挙管理委員会へ、メールに添付してご送付ください。なお、推薦理由については別紙(A4サイズ)にお書きいただいてもかまいません。また、推薦者は氏名については、直筆署名もしく

は捺印してください. 代表者が連名推薦者の了解を得て記入された場合には, 連名推薦者は直筆署名もしくは 捺印が含まれる電子 (Web) レターを PDF ファイルにし, 推薦者になった旨を速やかに選挙管理委員会にメール添付にて通知してください. 記入した受付用紙 (原本) は, 当選者の確定が発表されるまで代表者がお持ち願います.

5) 送付・問い合せ先: 〒186-0002 東京都国立市東 1-4-28 篠崎ビル 302 号 バードリサーチ 日本鳥学会選挙管理委員会 守屋 年史

E-mail: moriya@bird-research.jp 電話:042-505-4044 Fax:042-505-4044 * 受取り事故防止のため、書類を送付した旨、別途お電話いただけると幸いです。

【会長選挙における投票の方法について】

会長選挙は原則として, 会員マイページを利用した**オンライン(Web)選挙**にて投票を行います. 電子(Web) 投票が利用できない場合のみ下記の「書面投票」が可能となりますので、必ず期日前にご確認をいただきますようお願いいたします. なお、電子投票の手順については6月下旬までに学会ホームページに手順書(ガイドライン)を掲載予定です.

1) 投票資格

選挙権は、2023年3月31日時点で2023年度会費納入済みの会員(団体会員除く)が有する.

2) オンライン (Web) 選挙投票期間 2023年7月1日(土) 10:00 ~ 2023年7月31日(月) 23:59

- 3) 投票方法
 - (1) 本学会HP上のマイページ(https://mypage. sas j2. net/site/os j/login)よりログイン.
 - (2) 選挙ページにて、会長候補および被選挙人名簿から選んで投票する.
- 4) 開票
 - (1) 会長が会員の中から委嘱した1名以上の立会人の監視のもとに行います.
 - (2) 得票数を集計し、最多得票者を当選とします. ただし最多得票者が複数の場合には若い人を当選とします.
- 5) 書面投票について
 - ①オンライン選挙を利用できない、あるいはお持ちの電子媒体や会員マイページ等に不具合がある場合は、 2023 年 7 月 7 日 (金) 17:00 までに、別紙の「書面投票申出書」をメールもしくはFAXにて提出してください。選挙管理委員会指定の投票用紙と封筒を郵送します。
 - ②書面投票においては、以下のような投票は無効となります.
 - ・選挙投票期間を過ぎて到着した場合, その投票用紙は無効.
 - 選挙管理委員会指定の投票用紙と封筒を用いていない場合、その投票は無効、
 - ・候補者の姓のみを記入した場合, その投票用紙は無効.
 - ・被選挙人名簿に記載されていない氏名を記入した場合、その投票用紙は無効.

以上

日本鳥学会会長候補受付用紙

候補者

氏名	住所

推薦者(2名以上必要です。立候補の場合は必要ありません)

	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		€

立候補にあたっての所信表明、または推薦理由 (800 字以内) (候補者の公示の際にそのまま掲載します)

所信表明・推薦理由は別紙に書いてもかまいません

日本鳥学会選挙管理委員会 守屋 年史,望月 みずき,山本 裕

日本鳥学会評議員選挙(オンライン)について

本会評議員の任期が2023年12月31日で満了となりますので、日本鳥学会会則第8条,第9条および細則第2条に基づき、次期選挙を行います。評議員は評議員会を組織し、会長の諮問に応じて本会の運営に必要な事項を審議します(会則第10条)。

評議員選挙は原則として、<u>会員マイページを利用した**オンライン (Web) 選挙**</u>にて投票を行います.電子 (Web) 投票が利用できない場合のみ下記 5.0 「書面投票」が可能となりますので、必ず期日前にご確認をいただきますようお願いいたします.

1. 投票資格および被選挙権資格

- (1)選挙権ならびに被選挙権は2023年3月31日時点で2023年度会費納入済みの会員(団体会員除く)が有する.
 - (2) 今回選出される評議員の任期は、2024年1月1日から2025年12月31日までとする.
- 2. オンライン (Web) 選挙投票期間

2023年7月1日(土) 10:00 ~ 2023年7月31日(月) 23:59

3. 投票方法

- (1) 本学会HP上のマイページ(https://mypage.sasj2.net/site/osj/login)よりログイン.
- (2)選挙ページにて、「被選挙人名簿」から 14 名以内を選んで投票する.

<u>※電子(Web)</u> 投票の手順については 6 月下旬までに学会ホームページに手順書(ガイドライン) を掲載予定です.

4. 開票

- (1) 会長が会員の中から委嘱した1名以上の立会人の監視のもとに行います.
- (2) 得票数を集計し、上位より定員内を当選とします。ただし当選者が辞退した場合には順次繰り上げ当選とします。定員最下位での同点の人が 2 名以上いる場合は、最も若い人を当選とします。

5. 書面投票について

- (1) オンライン (Web) 選挙を利用できない、あるいはお持ちの電子媒体や会員マイページ等に不具合がある場合は、2023 年 7 月 7 日 (金) 17:00 までに、別紙の「書面投票申出書」をメールもしくは FAX にて提出してください。選挙管理委員会指定の投票用紙と封筒を郵送します
- (2) 書面投票においては、以下のような投票は無効となります.
 - ・選挙投票期間を過ぎて到着した場合, その投票用紙の全てが無効.
 - ・ 選挙管理委員会指定の投票用紙と封筒を用いていない場合、その投票用紙の全てが無効、
 - ・定数を超えて記入した場合、その投票用紙の全てが無効.
 - ・候補者の姓のみを記入した場合、その記入のみが無効.
 - ・被選挙人名簿に記載されていない氏名を記入した場合, その記入のみが無効.
 - ・重複して記入した場合, 重複分のみが無効.

以上

日本鳥学会 書面投票申出書

(会長選挙・評議員選挙 共通)

申し出期限:2023年7月7日(金)17:00まで

「書面投票申出書」提出先

鳥学会選挙管理委員会 守屋 年史 行

メール: moriya@bird-research.jp

FAX: 042-505-4044

不具合の内容(具体的にご記入ください) *画面が先に進まない等

会長および評議員の選出のためのオンライン選挙において、下記の理由により電子投票が不可能でしたので、「<u>投票用紙を用いた投票(書面投票)</u>」を申し出ます。<u>書面投票のための</u>投票用紙と封筒の郵送を希望いたします。

氏名:

会員番号 :

※本人確認のため、氏名と会員番号を必須の記入項目とします.

投票用紙送付先住所 : (所属部署、建物名等までご記入ください)

Ŧ

メールアドレス :

電話番号 :

注:これは投票用紙ではございません.